

令和7年度

第424回沖縄市農業委員会総会議事録

沖縄市農業委員会事務局

議長	<p>ただいまから令和7年度第424回総会を開催いたします。</p> <p>沖縄市農業委員会総会規則第8条、総会は過半数の出席で成立します。本日の出席委員は13名中9名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。本総会に欠席の連絡がありますので報告します。1番島袋孝栄委員、5番高宮城実一郎委員、8番松堂直子委員、12番長谷川亜紀委員、4名の欠席となっております。</p> <p>沖縄市農業委員会総会規則第15条第2項に規定する議事録署名人ですが、7番新垣実委員、2番仲村学委員にお願いします。</p> <p>事前現地調査委員は、10番仲泊元輝委員、11番島袋貴委員、13番大城信男委員、報告者は13番大城信男委員にお願いします。</p> <p>それでは議案のほうに入ります。議案第1号、受付番号27番、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>では、よろしく申し上げます。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、着座にて説明いたします。</p> <p>(議案第1号を読み上げて説明。)</p> <p>説明は以上となっております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>現地調査を、10番仲泊元輝委員、11番島袋貴委員、13番大城信男委員の3名で行っておりますので、調査報告を私、大城信男委員、お願いします。</p>
13番	<p>こんにちは。去った2月24日火曜日に、午後1時から2時30分まで、10番仲泊元輝委員と11番島袋貴委員、13番大城信男委員。また事務局からは、中村主幹と與那嶺係長の5名で現地調査を行ってまいりました。補足につきましては、仲泊元輝委員、よろしくお願いいたします。座って、報告したいと思います。報告いたします。</p> <p>議案第1号、受付番号27番、見取図の1ページになります。申請地の宇池原勢頭原●●番は北美土地改良区内にあり、沖縄職業能力開発大学の北西に位置し、現状は準備中の畑でした。3条調査書の報告をします。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用につきましては、新規就農者になります。農地法第3条第2項第4号の農作業常時従事者の状況についても、農業従事者1名で、年農業従事日数150日であり、年150日以上条件を満たしていると判断しました。農地法第3条第2項第7号の調和ですが、申請地には、ツルマンネン草の栽培予定であり、周辺農地との調和も取れていると判断しました。以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第1号、受付番号27番について、委員の意見を求めます。何かご意見ございますか。仲宗根委員、どうぞ。</p>
6番	<p>少し説明します。申請人は現在、市民農園で農作業を行っています。販売しようとしたら、市民農園で作っている物は販売できなくて、新たに畑を借りて販売したいと考えているそうです。また、申請人は、農業委員会にて土地を探してい</p>

議長	<p>る相談をしており、私の方で農地を探してみたら運よく貸しても良いという地主が見つかり、話は急にどんどん進んでいきました。以上です。</p> <p>ちなみに、このツルマンネンソウを調べたら、このセダムとかという英語名で、ベンケイソウ科の仲間ということで、韓国では一応食材として使用しているということでもありますね。</p>
議長	<p>ほかにご意見はございませんか。よろしいですか。</p> <p>それでは進めてまいります。</p> <p>議案第1号、受付番号27番、農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしの声がございます。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、受付番号27番を許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全委員挙手)</p>
議長	<p>全委員が賛成でありますので、許可といたします。</p> <p>進行いたします。議案第2号、受付番号17番から18番、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の2ページをお願いします。</p> <p>(議案第2号を読み上げて説明。)</p> <p>説明は以上となっております。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは議案第2号についても現地調査されておりますので、13番大城信男委員、現況報告と農地の区分をお願いします。</p>
13番	<p>ご報告いたします。議案第2号、受付番号17号、見取図の2ページになります。申請地は比屋根小学校の北に位置し、現況は復元された畑でした。農地区分は、上下水道が埋設された道路沿いにあり、なおかつ500m以内に公共施設・医療施設・福祉施設等が2以上ある地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号18番、見取図の3ページになります。申請地は、宮里小学校の東に位置し、現況は駐車場でした。農地区分は、住宅の用もしくは事業の用に供する施設または公共施設もしくは公益的施設が連たんしており、第3種農地としました。以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p>

	<p>それでは議案第2号、受付番号17番から18番について、委員の意見を求めます。どうぞ。</p>
6番	<p>少し、いいですか。</p>
議長	<p>どうぞ、6番仲宗根光夫委員。</p>
6番	<p>この申請地がほぼ800平米ぐらいですが、面積的に一般住宅として問題ないですか。</p>
事務局	<p>お答えします。仲宗根委員のおっしゃるとおり、県も一般住宅等の場合、最低限の面積しか認めておらず、大きすぎる場合理由と問われます。申請人は自営業で建設業を営んでいますが、今回計画している住宅の横に営業用トラックを2台置く予定になっているので、この面積でも問題はないと考えています。</p>
議長	<p>よろしいですか。ほかに何かご意見はございますか。進めてよろしいですか。大丈夫ですか。進めてよろしいですか。</p> <p>議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号17番から18号を許可相当とすることに異議ありませんか。</p>
議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしの声がございます。</p> <p>議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、受付番号17番から18番を許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全委員挙手)</p>
議長	<p>全委員が賛成でありますので、議案第2号、受付番号17番から18番については、許可相当といたします。進行いたします。</p> <p>議案第3号、受付番号9番、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の3ページをお願いします。</p> <p>(議案第3号を読み上げて説明。)</p> <p>説明は以上となっております。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは議案第3号についても現地調査されておりますので、13番大城信男委員、現況報告と農地の区分をお願いします。</p>
13番	<p>ご報告いたします。議案第3号、受付番号9番、見取図の4ページになります。申請地は、美里高校の北に位置し、現況は雑草地でした。農地区分は、都市</p>

	計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域であり、第3種農地としました。以上です。
議長	ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。 それでは議案第3号、受付番号9番について、委員の意見を求めます。 特にご意見はございませんか。高江洲委員、どうぞ。
9番	この貸付人と借受人の関係というのは。
事務局	お答えします。貸付人と借受人は親子になります。
議長	何かほかにございますか。
9番	資材置場として利用予定で当初許可を得ていますが、できなかった理由、進行できなかった理由というのは、資金不足でできなかったということですが、できなかったのに、一般住宅をこれから建てるということですか。
事務局	お答えします。当初の計画者である貸付人が申請地に資材置き場をやる予定でしたが、事業承継者である子が一般住宅を建築することになります。
議長	ほかに何かありますか。ご意見ございますか。進めてよろしいですか。  (はいの声)
議長	それでは進めてまいります。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、受付番号9番を承認相当とすることに異議ありませんか。  (異議なしの声)
議長	異議なしの声がございます。 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、受付番号9番を承認相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。  (全委員挙手)
議長	全委員が賛成でありますので、議案第3号、受付番号9番については、承認相当といたします。 続きまして、議案第4号、受付番号97番から103番、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の4ページをお願いします。

議長	<p>(議案第4号を読み上げて説明。)</p> <p>説明は以上となっております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは議案第4号についても現地調査されておりますので、13番大城信男委員、現況報告と農地の区分をお願いします</p>
13番	<p>ご報告いたします。議案第4号、受付番号97番、見取図の5ページになります。申請地は高原小学校の北に位置し、現況は駐車場でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種住居地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号98番、見取図の6ページになります。申請地は、美池自動車学校の南に位置し、現況は更地でした。農地区分は、住宅の用もしくは事業の用に供する施設または公共施設もしくは公益的施設が連たんしており、第3種農地としました。</p> <p>受付番号99番、見取図の7ページになります。申請地は、中頭病院の北東に位置し、現況は資材置き場でした。農地区分は、宅地化の現状が則第44条第1号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であり、第2種農地としました。</p> <p>受付番号100番、見取図の8ページになります。申請地は、ちばなクリニックの西に位置し、現況は雑草地でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号101番、見取図の9ページになります。申請地は、比屋根小学校の北に位置し、現況は復元された畑でした。農地区分は、上下水道が埋設され道路沿いにあり、なおかつ500m以内に公共施設・医療施設・福祉施設等が2以上ある地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号102番、見取図の10ページになります。申請地は、美里高校の北に位置し、現況は雑草地でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。</p> <p>受付番号103番、見取図の11ページになります。美里小学校の北に位置し、現況は駐車場でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた準住居地域にあり、第3種農地としました。以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>議案第4号、受付番号97番から103番について、委員の意見を求めます。何かございますか。特になければ進めてよろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
議長	<p>大丈夫ですか。それでは議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号97番から103番について、許可相当とすることに異議ありませんか。</p>

議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしの声がございます。</p> <p>議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号97番から103番について、許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(全委員挙手)</p> <p>全委員が賛成でありますので、議案第4号、受付番号97番から103番について、許可相当といたします。</p> <p>進行いたします。議案第5号、受付番号11番、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に関する意見（一括契約）について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の9ページをお願いします。</p> <p>(議案第5号を読み上げて説明。)</p> <p>説明は以上となっております。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは議案第5号についても現地調査されておりますので、13番大城信男委員、現況報告をお願いします。</p>
13番	<p>ご報告いたします。議案第5号、受付番号11番、見取図の12ページになります。申請地は、池原土地改良区内にあり、沖縄職業能力開発大学校の東に位置し、現況は雑草地でした。現地調査の結果、農地中間管理事業の推進に関する法律等に基づき、農地は適正に利用されていると判断しました。以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>議案第5号、受付番号11番について、委員の意見を求めます。</p> <p>(進行の声)</p>
議長	<p>議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（一括契約）、受付番号11番を決定とすることに意義ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしの声がございます。</p> <p>議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（一括契約）、受付番号11番を決定とするこ</p>


	<p>とに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全委員挙手)</p>
議長	<p>承認することに全員が賛成でありますので、議案第5号、受付番号11番を農地中間管理事業の推進に関する法律等に該当とすることと決定いたします。</p> <p>進行いたします。続きまして、議案第6号、令和8年度最適化活動の目標の設定等について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。</p> <p>(議案第6号を読み上げて説明。)</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま説明がございましたが、ただいまの意見について何かご意見等がございましたらお願いいたします。</p>
議長	<p>実は私のほうから提案がありまして、12ページの(3)新規参入相談会への参加回数ということで、これ今実績になっているということですか。</p>
事務局	<p>お答えします。新規就農者の相談会を年1回開催予定として記載しています。</p>
議長	<p>もう1回入れたほうが良いと考えています。沖縄市産業まつりの会場中で、相談会の席も設置されていたと思います。そういうことで開催時期を1月で相談会の名称を沖縄市の新規就農相談会というような方向で位置づけしてよろしいかと思いますが、特に皆さん方に異議がなければ、それを産業まつり会場あたりで行ってもらおうよう提案したいと思います。</p>
議長	<p>ほかに何かご意見がございますか。</p> <p>(進行の声)</p>
議長	<p>ただいま提案したことは、記載をお願いします。</p> <p>議案第6号 令和8年度最適化活動の目標の設定等(案)、沖縄市農業委員会のホームページへの掲載に賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全委員挙手)</p>
議長	<p>全員が賛成でありますので、沖縄市農業委員会のホームページに掲載するということになっております。以上でございます。</p> <p>議案第1号から議案第6号までの審議、大変お疲れさまでございました。これをもちまして、令和7年度第424回総会を閉会いたします。</p>

上記会議の顛末に相違ないことを証明する為、署名押印する。

令和8年 2月26日

会 長 宮城徳重 

議 長 宮城徳重 

7番 新垣 実 

2番 仲村 学 